

**構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る
評価意見**

平成25年度

平成26年3月5日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特別区域基本方針に基づき、構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べることとされている。

今般、当委員会は、平成25年度に評価の対象となった6特例措置のうち、関係省庁自ら全国展開を行うこととした1件を除く、5件について評価を行い、意見を取りまとめた。

2. 平成25年度の評価について

(1) 評価の進め方

平成25年度の評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、教育部会、地域活性化部会の各専門部会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者に対して、主に全国展開を行うことの効果について調査を行うとともに、関係府省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを実施し、それらを踏まえて検討を行った。

各専門部会からの検討結果の報告を受け、以下のとおり当委員会としての意見を取りまとめた。

(2) 評価意見の概要

平成25年度の評価の対象となった6特例措置のうち、1特例措置(1012)については関係府省庁が自ら全国展開することとし、5特例措置(409, 830, 910, 939, 1224)については再度適切な時期に評価することとした。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙1に記すが、概要は以下のとおりである。

- 「地方公務員に係る臨時的任用事業(409)」については、関係府省庁は、認定地方公共団体について、特例措置による臨時的任用職員の業務内容や勤務条件等の実態や、任期付任用を活用していない背景等について詳細に調査・分析を行う。関係府省庁は、その調査・分析結果も踏まえ、任期付任用制度の更なる周知・普及を図り、同制度の活用を促進することとする。また、関係府省庁は、必要に応じ特例措置の適切な運用を確保するための措置や、任期付任用制度についての見直しを行うものとする。

上記の調査・分析、検討事項、周知・普及等の対応については、必要に応じ内閣官房と連携しつつ行うこととする。

その上で、評価・調査委員会は、認定地方公共団体の任期付任用への移行状況、新規認定申請の動向、民間労働法制の動向等も踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。再評価の際、関係府省庁は、上記対応の結果を評価・調査委員会に報告することとするとの意見とした。

- 「市町村教育委員会による特別免許状授与事業（830）」については、関係府省庁は、認定地方公共団体における適切な免許事務のため指導・助言を行うとともに、特例特別免許状の授与状況を必要に応じ把握する。なお、特区計画認定の同意は、教育職員免許法に規定された免許事務の確実な実施が確認できた場合に行う。

評価・調査委員会は、これを踏まえ、新たな特区計画の認定が複数行われ、又は認定地方公共団体における特別免許状の授与が10件程度行われた段階で、改めて評価を行うとの意見とした。

- 「病院等開設会社による病院等開設事業（910）」については、現在、本特定事業を実施している医療機関は1診療所であるが、平成23年の株主変更後、診療領域を変更している。したがって、弊害発生の有無等を検証する必要があることから、同診療所に関する今後3年の経営方針に基づく特定事業の実施状況等を踏まえ、平成29年度に改めて評価を行うとの意見とした。

- 「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（939）」については、評価に当たっては十分な事例の蓄積が必要であることから、内閣官房及び関係府省庁は、本特例措置について、地方公共団体等に対し周知や情報提供に努める。評価・調査委員会は、その結果を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うとの意見とした。

- 「45フィートコンテナの輸送円滑化事業（1224）」については、関係府省庁は、特殊車両通行許可におけるセミトレーラ連結車の長さの緩和について、世界的なコンテナ規格の動向、利用者のニーズ等を踏まえ、全国的な措置として検討を速やかに行い、その結果を平成26年度中に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、その結果等にもとづき改めて評価を行うとの意見とした。

3. おわりに

地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられるなか、特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、関係府省庁におかれては、より精力的に提案の実現や特例措置の全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

本意見は、本部長に対し提出するものであるが、構造改革特別区域本部においては、本意見の趣旨を十分踏まえてこれに対する対応方針を決定し、政府として構造改革の推進に取り組んでいただきたいと考えている。

評価・調査委員会としては、今後とも、特例措置の評価や未実現提案の調査審議を通じ、提案主体などの要望に可能な限り応えるとともに、それが全国的な規制改革の端緒となるよう、また、地域の活性化に資するよう努力してまいる所存である。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体、実施主体の方々を始め、各方面からのご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

平成 2 5 年度評価意見

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見
409	地方公務員に係る臨時的任用事業	総務省	法律	その他（平成 2 9 年度に評価を行う）
830	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	文部科学省	法律	その他（新たな特区計画の認定が複数行われ、又は認定地方公共団体における特別免許状の授与が10件程度行われた段階で、改めて評価を行う）
910	病院等開設会社による病院等開設事業	厚生労働省	法律	その他（平成 2 9 年度に評価を行う）
939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	厚生労働省	省令	その他（平成 2 8 年度に評価を行う）
1224	45フィートコンテナの輸送円滑化事業	国土交通省	通達	その他（平成 2 6 年度に評価を行う）

評価意見

①	別表1の番号	409
②	特定事業の名称	地方公務員に係る臨時的任用事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えて任用を認める。
⑤	評価	その他(平成29年度に評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本特例措置の全国展開については、 <ol style="list-style-type: none"> ①認定地方公共団体から、正職員と責任や勤務内容においてあまり相違がない一方、勤務条件に格差があることや、地方公務員法上の身分保障がない等の弊害に関する意見が寄せられていること ②常勤職員並の身分保障のない臨時的任用職員が恒常的・本格的業務に従事する状態が無制約に拡大することになり、公務の中立性が確保されなかったり、安定的な行政サービスの提供が果たされないという弊害の発現が予想されること ③全国展開等に当たっては、現在活用されている職種のみならず、行政処分等権力的な行政を行う職種についても弊害の検証を行うことが必要不可欠であること 等から、現時点で困難である。 ・ 本特例措置の内容は、一定期間に限った任用が可能である点で任期付採用法に基づく任期付任用制度に包含され、かつ、同制度によれば、地方公務員法上の身分保障に関する規定が適用されないこと等の本特例措置の全国展開の弊害となり得る点が解消されており、実際、本特例措置で採用した臨時的任用職員が担っていた業務を全て任期付任用制度により採用した職員による対応に移行する予定の地方公共団体も存在している。 <p>とのことであった。</p> <p>一方、評価・調査委員会による調査では、同じ職員が長期間担当することが可能となったことにより利用者に安心感を与えていること、有資格者の安定確保や長期的視点でのスキルの蓄積により行政サービス水準が向上していること、地域雇用の創出や行政の事務効率化にも貢献していること等の効果が確認された。他方、任期付採用法によらず本特例措置を利用することとした理由として、採用時期などの面で柔軟な対応が可能である、同法の採用要件である一定期間内に終了が見込まれる業務とは言えないといった認識を一部の地方公共団体が有していることも判明した。</p> <p>すなわち、本特例措置により有資格者の安定確保や行政サービス水準の向上等の効果が発現していることが確認された一方で、全国展開については弊害の恐れがあることも判明した。加えて、関係府省庁によれば、これらの本特例措置の効果は任期付任用制度によっても実現可能であり、本特例措置によらず同制度を活用すべきとの意見であり、また評価・調査委員会の調査でも、地方公共団体において同制度に対する理解が十分でない可能性</p>

		<p>が伺われた。</p> <p>これらを踏まえれば、関係府省庁は、まずは認定地方公共団体について、特例措置による臨時的任用職員の業務内容や勤務条件等の実態や、任期付任用を活用していない背景等について詳細に調査・分析を行う必要がある。また、関係府省庁は、上記の調査・分析結果も踏まえ、認定地方公共団体や今後認定申請を行う団体が任期付任用への移行を選択しやすくなるよう、任期付任用制度の更なる周知・普及を図り、任期付任用の活用を促進することとする。そして、関係府省庁は、必要に応じ特例措置の適切な運用を確保するための措置や、任期付任用制度についての見直しを行うものとする。</p> <p>上記の調査・分析、検討事項、周知・普及等の対応については、必要に応じ内閣官房と連携しつつ行うこととする。</p> <p>その上で、評価・調査委員会は、認定地方公共団体の任期付任用への移行状況、新規認定申請の動向、民間労働法制の動向等も踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。再評価の際、関係府省庁は、上記対応の結果を評価・調査委員会に報告することとする。</p> <p>なお、関係府省庁は、任期付任用の活用を促進するに当たっては、地方公共団体の主体的な選択を妨げることをしないよう留意すること。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>関係府省庁は、認定地方公共団体について、特例措置による臨時的任用職員の業務内容や勤務条件等の実態や、任期付任用を活用していない背景等について詳細に調査・分析を行う。関係府省庁は、その調査・分析結果も踏まえ、任期付任用制度の更なる周知・普及を図り、同制度の活用を促進することとする。また、関係府省庁は、必要に応じ特例措置の適切な運用を確保するための措置や、任期付任用制度についての見直しを行うものとする。</p> <p>上記の調査・分析、検討事項、周知・普及等の対応については、必要に応じ内閣官房と連携しつつ行うこととする。</p> <p>その上で、評価・調査委員会は、認定地方公共団体の任期付任用への移行状況、新規認定申請の動向、民間労働法制の動向等も踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。再評価の際、関係府省庁は、上記対応の結果を評価・調査委員会に報告することとする。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	830
②	特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	市町村教育委員会が地域の特性を生かした教育を実施するなど教育上特段のニーズがあると認める場合は、その市町村でのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。
⑤	評価	その他(新たな特区計画の認定が複数行われ、又は認定地方公共団体における特別免許状の授与が10件程度行われた段階で、改めて評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁の調査によれば、以下の理由等により、本特例措置は全国展開すべきではないとのことであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年7月以降新たな認定がない。また、認定地方公共団体においては平成22年4月以降新たな特別免許状授与がなく、今後その予定もない。 ・複数の認定地方公共団体では教育職員免許法に基づく教員免許制度の理解が不十分なままに授与が行われた事例が確認され、適切な授与のための事務体制を整備することは困難であると回答している。 ・このような中、本特例措置を全国展開した場合には、今後、不適切な特別免許状の授与が行われるおそれがある。教員免許制度は、学校教育の水準を確保するための「資格制度」であるため、生徒の利益も考慮すると、本特例措置を全国展開することは不相当である。 <p>評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用した事業により、地元人材の雇用創出や不登校生徒の進学率の増加等の効果が確認された一方で、市町村では免許状授与に当たっての基準の整備が負担になるといった、全国展開に向けた課題も確認された。</p> <p>このように、本特例措置の効果が認められる一方で問題点も指摘されている以上、全国展開は困難であり、今後の本特例措置の実施に当たっては、市町村教育委員会における教員免許制度の十分な理解や適切な授与事務を行うための体制確保が必要である。そのため、関係府省庁は、認定地方公共団体における適切な免許事務のため指導・助言を行うとともに、特例特別免許状の授与状況を必要に応じ把握することとする。なお、特区計画認定の同意は、教育職員免許法に規定された免許事務の確実な実施が確認できた場合に行う。</p> <p>評価・調査委員会は、上記を踏まえ、新たな特区計画の認定が複数行われ、又は認定地方公共団体における特別免許状の授与が10件程度行われた段階で、改めて評価を行う。</p>

⑦	今後の対応方針	<p>関係府省庁は、認定地方公共団体における適切な免許事務のため指導・助言を行うとともに、特例特別免許状の授与状況を必要に応じ把握する。なお、特区計画認定の同意は、教育職員免許法に規定された免許事務の確実な実施が確認できた場合に行う。</p> <p>評価・調査委員会は、これを踏まえ、新たな特区計画の認定が複数行われ、又は認定地方公共団体における特別免許状の授与が10件程度行われた段階で、改めて評価を行う。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	910
②	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。
⑤	評価	その他(平成29年度に評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁の調査によれば、現在、本特定事業を実施している医療機関は1診療所であるが、同診療所は、他の周辺診療所が平成23年の東日本大震災の影響等による休止等を行わない中、震災等による経営不振のみを理由に休診していること、またその休診前後で患者視点でなく株主の意向により診療方針が大きく変化していることから、患者への影響は相当程度あったものと考えられる。患者への対応は行われているものの、今後も同様の事情により、患者に適切に治療を行えなくなる可能性もあることから、弊害になり得る可能性があるとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、平成23年の株式売買による株主資本の入替えにより、同診療所の診察再開、事業の継続が可能となったことが確認された。</p> <p>他方、株主変更後、美容領域(豊胸等)から治療領域(乳房再建、顔面再建等)に診療領域が変更されており、同診療所に関して、事業性の実証には今後1年～2年程度の期間が必要であること、今後3年(平成26年～平成28年)の経営方針として、乳房および顔面の再建市場における事業の拡大を目指しており、具体的には学会等を介しての医療機関連携推進といった取組を予定していることが確認された。</p> <p>以上より、診療領域の変更による弊害の発生の有無等を検証する必要があることから、同診療所に関する今後3年の経営方針に基づく特定事業の実施状況等を踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。</p> <p>また、評価に当たっては、本特定事業のフレームワークについて議論すべきである。指摘されたフレームワークの問題点については平成26年2月5日開催の医療・福祉・労働部会の議事概要のとおり。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>現在、本特定事業を実施している医療機関は1診療所であるが、平成23年の株主変更後、診療領域を変更している。したがって、弊害発生の有無等を検証する必要があることから、同診療所に関する今後3年の経営方針に基づく特定事業の実施状況等を踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	939
②	特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	その他(平成28年度に評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁の調査によれば、給食の外部搬入により一部施設において障害児には不向きな調理となったとの意見が確認されたが、事業を実施している施設数が少ないため、今回の調査結果のみをもって弊害の有無を結論づけることは困難であるとのことであった。すなわち、全国展開により外部搬入を行う施設が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、障害児に対する給食の安全性を確保するため慎重な対応が必要であるとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、外部搬入により施設の運用費用が削減できていること、児童・保護者の満足感が向上していること等の効果が確認された。また、食事提供に当たり配慮が必要な児童は年齢や障害の種類・程度が異なっていたが、外部搬入実施前から食事介助や刻み等の個別対応を行っていたことなどから、外部搬入実施後も個別対応を取ることができしており、全児童について特段の問題は生じていないことが確認された。</p> <p>以上より、全国展開に向けた弊害は確認できていないものの、全国展開の判断に必要な活用実績が十分でないことから、十分な事例の蓄積を待つ必要がある。そのため、内閣官房及び関係府省庁は、本特例措置について、地方公共団体等に対し周知や情報提供に努めることとし、評価・調査委員会は、その結果により、改めて評価を行う。評価時期については、事例の蓄積には一定期間必要であり、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価時期も踏まえ、平成28年度とする。</p>
⑦	今後の対応方針	本特例措置の評価に当たっては十分な事例の蓄積が必要であることから、内閣官房及び関係府省庁は、本特例措置について、地方公共団体等に対し周知や情報提供に努める。評価・調査委員会は、その結果を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	1224
②	特定事業の名称	45フィートコンテナの輸送円滑化事業
③	措置区分	通達
④	特区における規制の特例措置の内容	45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車については、特殊車両通行許可の長さを17メートルから18メートルまで緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件(長さに対応したもの)を適用することを可能とする。
⑤	評価	その他(平成26年度に評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁の調査によれば、本特例措置の実施による特段の弊害の発生は認められなかった。ただし、特例措置を受けて走行した車両の長さは1パターン(17.23m)しかなく、走行実績が限られているため、45フィートコンテナを積載する車両等の長さについて、どの程度まで緩和が可能であるか1年程度検討が必要とのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用した事業により、輸送コストやCO2排出量の削減といった効果が確認された。</p> <p>以上より、本特例措置の活用による効果が確認され、また特段の弊害は生じていないため、関係府省庁は、特殊車両通行許可におけるセミトレーラ連結車の長さの緩和について、世界的なコンテナ規格の動向、利用者のニーズ等を踏まえ、全国的な措置として検討を速やかに行い、その結果を平成26年度中に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、その結果等にもとづき改めて評価を行う。</p>
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、特殊車両通行許可におけるセミトレーラ連結車の長さの緩和について、世界的なコンテナ規格の動向、利用者のニーズ等を踏まえ、全国的な措置として検討を速やかに行い、その結果を平成26年度中に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、その結果等にもとづき改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—